



る。

そこで本論が注目するのは D.R.ローディガーの白人性構築論である。ここでいう白人性とは人種の創造とその相互比較のもとに成立した一種の規範概念である。ローディガーによれば、白人の人種的属性を人類の標準とみなす白人性を最初に構築したのは 19 世紀初頭の労働民衆であった。賃労働制のもとで自立性を喪失する危機にあった彼らは究極の隷属状態におかれていた奴隷に着目し、その従属性を「黒人」の人種的属性とみなすことによって自立性の境界を人種に定めたのであった。そのうえで彼らは自らの身体が「白人」であることをもって自らが自立的存在であることを主張したのである。

以上のローディガーの白人性構築論はフォーナーが指摘した「他者犠牲のうえに成立する自由」の形成過程を説明したものと考えられる。すなわち、合衆国における「人種」は他者に劣等性の烙印を押しことによって自らの規範性を浮かび上がらせるために創造されたとする白人性構築論は、支配的「人種」である「白人」の視点から人種問題の歴史を再検討するための新たな視座を提供しているといえるのである。以上から、本論においては基本的視座を「白人」の意識分析におき、その分析概念として白人性概念を用いることにする。

## 本論における検討対象

本論において検討対象とするのは黒人選挙権問題である。それはこの問題ほど黒人の他者犠牲性を象徴するものはないと考えられるからである。

そもそも専制的支配の続くヨーロッパ諸国とは一線を画す共和国として建国された合衆国において選挙権とは政治的自由を象徴する権利にほかならなかった。代議政体のもとでは選挙権は被治者たる自らの意思を統治に反映させるための不可欠の手段であったからである。したがって、アメリカ民主主義の基礎的原理である「被治者の同意論」の貫徹度をはかるには「誰に選挙権が付与され、誰に選挙権が付与されなかったか」という選挙権の範囲を検討することが不可欠と考えられる。

ところで、合衆国における選挙権問題の史的特質としてしばしば指摘されるのは南北戦争以前期にはじまる選挙権の不可逆的拡大傾向である。しかし、この現象に目を奪われるあまり先行研究のほとんどが見落としてきたのが黒人選挙権問題の展開であった。すなわち、アンテベラム期にあっては自由黒人の選挙権は白人男性の選挙権が拡大するのに並行して否定される傾向にあり、南北戦争後にあっては合衆国憲法修正第 15 条によって選挙権における人種差別が禁止されたにもかかわらず、19 世紀末になると南部「黒人選挙権剥奪運動」の結果、大多数の黒人が選挙権を喪失したのであった。したがって、黒人選挙権は不可逆的に拡大したのではまったくなく、むしろ縮小を繰り返したといえるのである。しかも、この現象はアンテベラム期の事例が明瞭に示すように白人選挙権の拡大と密接な関連を有することは明白である。

したがって、以上の黒人選挙権の収縮現象を白人選挙権との関連で考察し、その他者犠牲性を規定した要因を解明することはアメリカ民主主義の実際の展開過程において見られた人種差別の源泉を明らかにするものと考えられる。

## 本論における分析視角と課題

かつて筆者は黒人選挙権の繰り返される縮小現象に着目し、「人種を境界にした選挙権の拡大/縮小の同時的実現現象」の意味を考察する論考を発表した<sup>1</sup>。本論はその際に得た研究構想のもとにおこなった一連の研究成果から成っている。その研究構想とは黒人選挙権研究に白人性研究の成果を接合して上記の現象を選挙権における白人性構築という観点から考察せんとするものである。

このような構想を得るにいたったのは我が国における白人性研究の第一人者である藤川隆男の以下の指摘による。藤川によれば白人性は「見える白人性」と「見えない白人性」に区分されるという。「見える白人性」とは身体などの外見的特徴によってその者の人種を特定すると同時にその者の規範性を示す機能を有する。他方で「見えない白人性」とは人類の規範性を表象する本来の意味の白人性である。この白人性は「白人」の価値観なり行動様式を人間の標準的なそれとみなす作用をもたらすものである。藤川によれば当初「見えない白人性」は「見える白人性」にもとづいて成立するものの、この結びつきは分断される可能性があり、「見える白人性」を持たない存在にも「見えない白人性」の獲得は可能であるという。

以上の藤川の白人性理解が黒人選挙権研究に応用できると思われるのは、植民地期以来選挙権は自立的存在の象徴的権利とみなされていたため、自立性の誇示を悲願としていたアンテベラム期の民衆はこの権利に白人性を構築することによって、すなわち、自らの「見える白人性」にもとづいて選挙権の人種的独占を正当化したと考えられるからである。このようにアンテベラム期にふたつの白人性が選挙権において結びついたとすれば、この結びつきの変化を問う観点から南北戦争後の黒人選挙権問題を検討することが可能になり、合衆国憲法修正第15条の意義や19世紀末の南部選挙権規制運動の基本的性格について新たな解釈を示すことができると考えられる。

以上の分析視角のもとに本論では以下の二点を具体的な検討課題として考察を進める。その第一はアンテベラム期の黒人選挙権問題の展開を白人選挙権問題との関連で考察することである。そもそも白人の選挙権拡大の根拠となった選挙権拡大論はいかなるものであったのだろうか。そして、その議論は黒人選挙権の否定論といかなる関連を有するものであったのだろうか。これらの問題を考察することにより、アンテベラム期における「人種を境界にした選挙権の拡大/縮小の同時的実現現象」を選挙権における白人性の構築過程として把握することが第一の課題である。

第二の検討課題は南北戦争以後の黒人選挙権問題の展開を検討することにより、選挙権における白人性の変容過程を解明することである。アンテベラム期に選挙権に白人性が構築されたとするなら、南北戦争はその白人性にとって一大画期となる出来事であった。なぜなら、この戦争後に成立した合衆国憲法修正第15条は選挙権から「見える白人性」を解体したからである。そうとはいえ、これによって選挙権における「見えない白人性」までもが解体されたとは考えられない。選挙権は依然として市民の特権であったからである。それではそもそも修正第15条はいかにして選挙権におけるふたつの

---

<sup>1</sup> 拙稿「アンテベラム期ニューヨーク州における黒人選挙権—1821年州憲法会議における選挙権改革の検討を中心に—」(天理大学『アメリカス研究』創刊号、1996年)、49-67頁。

白人性の結びつきを分断したのであろうか。また、そこにはいかなる狙いがあったのであろうか。そして、「見えない白人性」と分断された選挙権の「見えない白人性」はその後の黒人選挙権問題の展開といかに関連したのであろうか。すなわち、修正第 15 条による黒人選挙権の保障から世紀末における南部「黒人選挙権剥奪運動」にいたるまでの過程を選挙権における変容した白人性という観点から検討し、黒人選挙権が再び収縮した意味を明らかにすることが第二の課題である。

## 本論の構成

本論は上記の第一の課題に対応した第一部（第一章～第五章）と第二の課題に対応した第二部（第六章～第十一章）の二部構成になっている。

第一章「選挙権におけるフェデラリズム体制」の成立過程」は合衆国の選挙権制度の特質を検討したものである。イギリス本国の中央集権的圧政に反発して独立した合衆国はその当然の帰結としてきわめて分権的な連邦制を採用した。選挙権問題もその例外ではなく、合衆国憲法は選挙権授権権限を排他的に州に与えたのであった。本章では選挙権授権におけるこの分権体制（「選挙権におけるフェデラリズム体制」）の成立要因の解明を課題とした。

第二章「アンテベラム期における選挙権「改革」の特質」はアンテベラム期における諸州の選挙権「改革」を検討した。この「改革」の一般的特質は「人種を境界にした選挙権の拡大/縮小の同時的実現」にあった。本章では選挙権拡大の論理と選挙権規制の論理の関連を探ることによってこの二面性を生じさせた要因を解明することを課題とした。

つづく第三章から第五章までは黒人選挙権問題が独特の展開をみせたニューヨーク州、ペンシルヴァニア州、ロードアイランド州の事例研究である。

第三章「アンテベラム期ニューヨーク州における黒人選挙権—1821 年州憲法会議の検討を中心に—」は 1821 年の州憲法修正によって選挙権「改革」をおこなったニューヨーク州の事例を扱った。それまで同州は人種平等に適用される選挙権別二重選挙権制度を採用していたが、1821 年の州憲法会議において人種別二重選挙権制度に転換し、白人選挙権の拡大と黒人選挙権の規制をおこなったのであった。本章ではその際の選挙権論議を検討することにより、同州の選挙権における白人性構築の特質を解明することを課題とした。

第四章「アンテベラム期ペンシルヴァニア州における黒人選挙権—1837-38 年州憲法会議の検討を中心に—」は建国期に「自由民」に選挙権を開放したペンシルヴァニア州が 1838 年州憲法において黒人選挙権の剥奪を決定するにいたった過程を追跡した。同州の事例が独特であるのは、州司法部による黒人選挙権違憲判決が州憲法会議の議論に大きな影響を与えた点にある。本章では州憲法会議の選挙権論議とその判決の論理をあわせて検討することにより、同州の選挙権における白人性構築の特質を解明することを課題とした。

第五章「アンテベラム期ロードアイランド州における黒人選挙権—「ドアーの反乱」の検討を中心に—」は 1840 年代初頭のロードアイランド州において勃発した「ドアーの反乱」の検討をおこなった。同州の事例が独特であるのはこの「反乱」の主体となった普通選挙制実現派のドアー派が黒人選

挙権を否定した一方で、選挙権拡大反対派の旧来の支配層が「反乱」弾圧後に黒人選挙権を認めた点にある。本章ではドアー派と州政府がおこなった選挙権改革を比較検討することにより、黒人選挙権をめぐる以上の「ねじれ」が生じた原因を解明することを課題にした。

第二部が対象にする南北戦争以降の時期においては選挙権問題を取りまく制度的環境が変化した。共和党は解放奴隷の選挙権問題を解決すべく「選挙権におけるフェデラリズム体制」の改編に着手したからである。その改編作業の検討に先んじて第六章「南北戦争と黒人選挙権—軍務における白人性の観点から—」では南北戦争中の黒人選挙権問題を取り扱った。アンテベラム期には軍務にも白人性が構築されていたが、南北戦争中に黒人の参戦が認められたことにより軍務における「見える白人性」は解体されることになった。本章では南北戦争末期のリンカンと連邦議会それぞれの黒人選挙権問題に対する対応の変化を検討することによって、軍務における「見える白人性」の解体が黒人選挙権問題に与えたインパクトを明らかにすることを課題にした。

第七章「アメリカ合衆国憲法修正第 15 条の成立過程」は合衆国憲法修正第 15 条の成立過程を再検討した。一般に同条は「黒人選挙権保障条項」として知られるが、この条項は黒人に対する選挙権の付与を定めたのではなく、あくまでも州に人種差別的選挙権資格の設定を禁止する内容になっていた。本章では修正第 15 条の「弱さ」としてしばしば言及される以上の間接的な選挙権保障形式を生み出した要因を考察することによって同条の制定意図とその意義を解明することを課題にした。

第八章から第十章までは修正第 15 条成立以後から 1890 年までの共和党の黒人選挙権保護政策を検討した。

第八章「グラント政権期における市民の権利保護体制の構築—連邦執行法の検討を中心に—」は修正第 15 条の成立直後に同条（およびそれに先んじて制定された修正第 14 条）の詳細な執行規定として制定された連邦執行法に焦点を当てた。同法が規制対象としたのは選挙権をはじめとする黒人の権利の侵害を繰り返すクー・クラックス・クランのような南部の白人優越主義団体であった。従来、連邦は私人の犯罪行為を取り締まる権限を有していなかったが、共和党は同法をつうじてクランの制圧に乗り出したのであった。本章では連邦執行法審議時のステートアクション解釈論争を検討することにより、連邦の介入を可能にした論理を明らかにしたうえで連邦法が構築した市民の権利保護体制の特質を解明することを課題とした。

第九章「グラント政権期における黒人選挙権—連邦執行法の運用実態の検討を中心に—」は、前章で扱った連邦執行法の「効果」を検証したものである。連邦執行法の成立にもかかわらず 1870 年代半ば以降の南部では民主党の復権が顕著となり、黒人票に基礎を置く共和党系州政府は相次いで崩壊していった。この事実は連邦執行法が無力であったことを物語る。それではその理由は何だったのであろうか。本章では同法の運用実態を 1870 年代初頭のクラン裁判、連邦執行機構のあり方、共和党およびグラント政権の執行法に対する態度、および合衆国最高裁判所の執行法解釈の諸側面から検討することにより再建期後半期以降の黒人選挙権がおかれた状況を解明することを課題にした。

第十章「再建後、共和党の黒人選挙権対策—1890 年の連邦選挙法案をめぐる政治状況の検討を中心に—」は、共和党による最後の黒人選挙権保護策である連邦選挙法案を取り上げた。1877 年の再建終

了後の南部では民主党があからさまな不正選挙をつうじてその地歩を固めつつあった。こうして加速した南部の民主党化は連邦議会の党派構成に影響を与えるものであったため、1889年に大統領職と連邦両院の支配を同時に得た共和党は南部不正選挙の規制を目的とした連邦選挙法案を上程したのであった。しかし、この法案は共和党に有利な立法環境にあったにもかかわらず審議未了により廃案に追い込まれたのであった。本章では当時の連邦政治状況との関連でこの法案の廃案要因を考察することにより、この連邦選挙法案の「意義」を明らかにすることを課題にした。

第十一章「19世紀末の南部における選挙権規制運動—ミシシッピ州の事例を中心に—」は19世紀末の南部選挙権規制運動の先駆けとなったミシシッピ州の事例を検討したものである。一般にこの選挙権規制運動は「黒人選挙権剥奪運動」として知られているが、この運動によってすべての黒人が選挙権を喪失したわけではなかったし、選挙権の喪失者のすべてが黒人というわけでもなかった。すなわち、この運動によって白人の相当数も選挙権を喪失したのである。それではこの運動は誰がいかなる目的で推進したのであろうか。本章ではこの運動が1890年のミシシッピ州において発生した理由を明らかにしたうえで、州憲法会議の選挙権論議と選挙権規制の結果を検討することによって、この選挙権規制運動の基本的性格を解明することを課題とした。

## 各章の考察結果

「選挙権におけるフェデラリズム体制」成立の背景にあった選挙権観の解明を課題とした第一章からは、この体制は選挙権資格を「人民」の選別手段ととらえていた諸州が選挙権授権の集権化に強い抵抗を示したために成立したことが明らかになった。そもそも土地（財産）所有を選挙権の基準とする伝統的な選挙権観が優勢であった建国期においては州毎にその具体的要件が異なっていたため、連邦が統一的な選挙権資格を設定することは現実的に不可能であった。しかしながら、選挙権資格の統一が不可能であった真の理由はその多様性を生み出した歴史的背景にあった。すなわち、各州は既に植民地期から有権者の徳性をはかる手段としてとして独自の選挙権資格を設定していたのであり、その「人民」を代表すべき連邦下院の選挙権資格は自州が定めた選挙権資格以上でも、それ以下でもあってはならなかったのである。このような選挙権観が支配的であったため、合衆国憲法は選挙権授権権限を州に与えざるをえなかったのであった。

アンテベラム期の選挙権「改革」における「人種を境界にした選挙権の拡大/縮小の同時的実現現象」の発現要因の解明を課題とした第二章からは、その要因は「改革」によって選挙権に白人性が構築されたことに求められることが確認できた。そもそも当時の選挙権拡大の論理には特定の社会的存在に対する排除の論理が潜んでいた。その論理とは選挙権獲得の前提となる自立性の具備を依存的な他者の創出をつうじて証明するものであった。民衆にとってその「他者」として格好の存在だったのが奴隷であった。彼らは奴隷の隷属性を「黒人」の人種的属性とみなすことにより、「白人」であれば誰にでも自立性が内面化されているとのロジックを構築し自らへの選挙権の付与を要求したのであった。この論理のもとでは「依存的な」黒人は総体的に排除されなくてはならなかったために選挙権は白人の特権と化したのであった。

第三章から第五章までは個別州を対象にそれぞれの選挙権における白人性構築の独自性を解明した。このうち、ニューヨーク州を対象にした第三章からは、同州が1821年の選挙権「改革」において白人選挙権の拡大と黒人選挙権の規制を同時におこなったのは選挙権の権利説と「見える白人性」を根拠に選挙権の拡大を主張する勢力が勝利したためであったことが明らかになった。しかし、ニューヨーク州において黒人選挙権の全面的な剥奪がおこなわれなかったのは黒人選挙権擁護勢力であったフェデラリストの影響力が残存していたためであった。これに加え、アイルランド系移民が大量流入する以前の1820年代は「見える白人性」を根拠に白人が選挙権を人種的に独占する段階にいたっていなかったこともその要因であったことが明らかになった。

ペンシルヴァニア州を対象にした第四章からは、同州が1838年に黒人選挙権の剥奪を決定した一因は当時急激に高揚した民衆の反黒人選挙権感情が民主党の党利党略と合致した点にあったことが明らかになった。ただし、同州の独自性として特筆すべきは州司法部が黒人選挙権の剥奪を法的側面から正当化したことにある。すなわち、州憲法会議開会中に州裁判所が自由民概念への白人性の構築をつうじて黒人選挙権の違憲性を指摘する判決を下したことが州憲法会議に黒人選挙権の剥奪を決断させる決定的な要因となったのであった。

ロードアイランド州を対象にした第五章からは、ドアー派と旧来の支配層の黒人選挙権問題に対する「ねじれ」はこの両者の対立が選挙権における白人性構築の是非をめぐるものであったがゆえに生じたことが明らかになった。すなわち、ドアー派は因習的な州の統治体制の打破のために普通選挙制の実現を目指したのであったが、その主体である労働者は「選挙権における人種混淆」を恐れて黒人を排除せざるをえなかったのであった。その一方で「反乱」弾圧後の旧来の州政府が黒人選挙権を容認したのは彼らのネイティビズムに関係していた。すなわち、彼らが選挙権拡大に反対したのは移民の政治的発言力の増大を懸念したからであって、むしろ「見える白人性」のもとに選挙権に白人性を構築することは彼らにとって危険なことだったのである。さればこそ彼らは白人内部に帰化市民選挙権という範疇を作り出し、そこにのみ高度な階級性を構築したのであった。その一方で彼らはネイティビズム戦略に呼応した黒人に対しては「反乱」弾圧に際しての軍事的貢献への報奨として、かつまた黒人票の獲得という政治的打算からその選挙権を容認したのであった。

以上のようにアンテベラム期の選挙権拡大論は白人性構築論を内包していたため、黒人の排除が正当化されたのであった。しかし、南北戦争末期になると選挙権における「見える白人性」と「見えない白人性」の結びつきに亀裂が入り、黒人に対する選挙権の付与が現実味を帯びるようになった。その契機となったのが南北戦争への黒人の参戦問題であった。この問題に焦点をあてた第六章からは、戦時中に黒人選挙権問題が急浮上したのは黒人の軍務遂行によって軍務における「見える白人性」が解体されたためであったことが明らかになった。すなわち、これによって「軍務に対する報奨論」の観点から黒人兵士選挙権問題が急浮上したのであった。その際黒人選挙権観を転換させた典型がリンカンであった。戦前には選挙権を否定していたリンカンは連邦の黒人兵士登用政策が実施された後になると一貫して黒人兵士選挙権に支持を与えたのであった。このことは軍務における「見える白人性」の解体が黒人選挙権問題に与えたインパクトの大きさをうかがわせるものであった。

合衆国憲法修正第 15 条の制定意図と同条の意義の解明を課題とした第七章からは、同条制定の目的は戦後の国家の再統一事業のなかで新たなアメリカ国民を創造することにあつたことが明らかになった。この目的のもとに同条はそれまで自明視されていた選挙権におけるふたつの白人性の結びつきを分断し、主権者たる「国民」から「見える白人性」を解体したのであつた。このことが修正第 15 条の意義のひとつであつた。同条のいまひとつの意義は「選挙権におけるフェデラリズム体制」を維持した点にあつた。すなわち、同条は自らの手で選挙権から「見える白人性」を解体したがためにもはやそれによって担保されなくなった「見えない白人性」を保護するため、この白人性に適した存在を選別する手段としての選挙権資格設定権限を引き続き諸州に認めたのである。同条の黒人選挙権の間接的な保障形式はこうした経緯から成立したのであつた。

連邦執行法が構築した市民の権利保護体制の特質の解明を課題とした第八章からは、共和党はステートアクションを広義に解釈することによって権利保護主体の最終的責任を連邦に課す集権的な権利保護体制を構築したことが明らかになった。すなわち、共和党はステートアクションに州の不作為を含めることによって連邦介入の機会を拡大し、さらには州の不作為を引き起こしたり、市民権を侵害したりする行為をも連邦に対する犯罪とみなすことによって連邦の私人処罰権を正当化したのであつた。こうしたステートアクション解釈にもとづく連邦執行法の成立は南北戦争以降に顕著となった連邦権限強化傾向の象徴となるものであつた。

連邦執行法の運用実態の検討をつうじ再建期後期に黒人選挙権がおかれた状況を解明することを課題とした第九章からは、連邦執行法はまさにその包括性と集権性が原因で機能停止に陥つたことが明らかになった。すなわち、執行法の執行機構自体の人的・財政的限界、共和党内の反執行法勢力の台頭、グラント政権の南部政策の転換などの現実的要因によって執行法の執行が困難になったことに加え、1870 年代後半に合衆国最高裁判所が執行法に否定的な一連の判決を下したことが同法に致命的な影響を与えたのであつた。最高裁の執行法に対する否定的解釈はその根拠法である修正第 14 条と修正第 15 条の狭義かつ厳格な解釈にもとづいていた。したがって、執行法はその根拠法である両修正条項の限定的本質が連邦司法によって再確認されたときにその命脈を絶たれたのであつた。

共和党による最後の黒人選挙権保護策である 1890 年連邦選挙法案の廃案要因の解明を課題とした第十章からは、その要因は自らの利害を優先させた共和党内の一部議員による「背信行為」にあつたことが明らかになった。すなわち、関税派議員は関税法案の成立のために連邦選挙法案の審議を延期させ、銀派議員は民主党との「銀ブロック」をつうじてこの法案の審議妨害を繰り返したのであつた。このことは南北戦争直後から黒人問題に取り組んできた共和党の質的变化を象徴するものであつた。事実、連邦選挙法案の廃案をもって共和党は黒人選挙権問題から最終的に撤退することになり、黒人選挙権問題は完全に諸州の手に委ねられることになったのであつた。

19 世紀末ミシシッピ州における選挙権規制運動の基本的性格の解明を課題とした第十一章からは、この運動は民主党主流派による下層階級一般からの選挙権剥奪運動として把握できることが明らかになった。すなわち、彼らはそれまで黒人選挙権の名目的容認によって州および党内の支配を得ていたのであつたが、連邦介入の気運が高まるとそれを敏感に察知して党内外の反民主党主流派勢力の支持

基盤である白人種の下層階級から選挙権を剥奪することを決意したのであった。それを正当化するために彼らが主張した選挙権論はアンテベラム期の選挙権拡大反対派が唱えた選挙権の特権論と驚くほど共通しており、実際にもかつて採用されていた納税資格や識字資格がこの運動によって再導入されたのであった。その際、識字資格には白人救済条項が付されたとはいえ、納税資格にそれが付されなかったことは、この運動の目的が「見える白人性」ではなく、「見えない白人性」によって有権者を選別することにあつたことを如実に物語るものであった。

## 総括

以上の考察から、19世紀における黒人選挙権の繰り返される収縮現象は選挙権における白人性構築と密接に関連していたことが明らかになった。すなわち、アンテベラム期におけるその現象は「見える白人性」にもとづいてこの権利に白人性を構築し、もって自らの自立性を誇示せんとする民衆の欲求が発露した結果であった。たしかに、南北戦争を契機に選挙権から「見える白人性」は解体されたのであったが、1870年代の南部ではクランによるふたつの白人性の暴力的な再結合の試みのなかで黒人選挙権は名目化していったのであった。ただし、民主党が復権した1870年代後半になると、民主党は自らの支配を維持しつづける手段として黒人有権者を名目的に存在させつづけたのであった。こうした情勢が一変する契機になったのが19世紀末の連邦選挙法案であった。同法案は黒人選挙権の実質化を図ったものであったが、これが立法化に失敗すると南部の側に黒人選挙権の合法的剥奪を図る運動が生じたのであった。ただし、この運動は「黒人選挙権剥奪運動」ではなく、反民主党主流派運動の構成要素を排除するための選挙権規制運動であった。すなわち、そこでは再び選挙権の特権論が叫ばれ、選挙権の「見えない白人性」に適さない存在が人種にかかわらず排除されたのであった。

最後にアメリカ的自由の特質を「他者犠牲のうえに成立する自由」と把握したフォーナーの議論に立ち返ってみよう。本論で明らかにしたように、合衆国における政治的自由の象徴的権利である選挙権はその拡大においても、その縮小においてもつねに「人種」が基準となっていたのであった。すなわち、この国では一方の存在を貶めることにより他方の存在の規範性を浮かび上がらせる手段として「人種」が創出、利用されたために選挙権獲得の前提となる自立性も「人種」によって判断されることになったのである。こうして構築された白人性はやがて白人の身体と分断されても、人間を差異化し、序列化する機能を有しつづけた。すなわち、「見えない白人性」は依然として選挙権に値する存在を選別する基準でありつづけたのである。このように見れば、「被治者の同意」を基礎的原理とするアメリカ民主主義はその実際の展開においては一方の「人種」の政治的自由の拡大と享受のために他方の「人種」のそれを犠牲にしたとすることができる。そしてこの点にこそアメリカ史の随所にみられる白人優越主義なる人種差別意識の発現要因を見いだすことができるのである。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は大きく二つの研究課題を掲げている。一つはアンテベラム期の黒人選挙権問題の展開を白人選挙権問題との関連で考察すること、二つには南北戦争後の黒人の選挙権問題展開を検討することにより選挙権における白人性の変容過程を解明することである。この二つの課題はそれぞれ第一部と第二部に分けて論じられ、全章を貫く縦糸とも言うべき基本的テーマは、著者が「他者犠牲性」をもっとも象徴すると考える黒人選挙権問題であり、従来黒人史という枠組みで考察されてきたこのテーマを、支配的「人種」である「白人」の視点から、「見える白人性」、「見えない白人性」という分析手法を用いて解明しようとする意欲的論考で、対象時期は南北戦争をはさむ 19 世紀全般にわたり、第一部は 5 章、第二部は 6 章、全 13 章で構成されている。

第一部はアメリカの民主主義発展の証左としてつねに引き合いに出されてきた「選挙権拡大の不可逆性」に対して、綿密かつ実証的な反論を加えることにより、白人の選挙権の拡大と黒人の選挙権の縮小が同時的に起こったこと、及びその意味を検討している。第 1 章では合衆国建国以来の周知の特徴である分権的な連邦制が選挙権問題にも徹底されていて、選挙権授権権限が排他的に州に与えられるという「選挙権におけるフェデラリズム体制」という、新たな視座からその要因が分析され、第 2 章では、アンテベラム期の選挙権「改革」といわれるものは、白人の選挙権拡大が黒人の選挙権規制と表裏一体の関係にあり、「見える白人性」にもとづいて選挙権における白人性が構築されたため多くの州で黒人選挙権が否定されることになったという斬新な視座が提起される。次の 3 章、4 章、5 章は、黒人選挙権問題が独特の展開をみせたニューヨーク州、ペンシルヴァニア州、ロードアイランド州の事例研究であり、各州が独自性を持ちながらも、州憲法制定会議で白人の選挙権の拡大と同時に黒人の選挙権を否定・剥奪する過程を克明に追い、選挙権における白人性が構築されたことを説得的に実証している。

第二部では、南北戦争で黒人が軍務についたことから、リンカンの共和党が「見える白人性」を解体し、黒人に選挙権を与えることになり、「選挙におけるフェデラリズム体制」が改編されることになったことが、憲法修正第 15 条の成立過程を丹念に再検討した 7 章において明らかにされる。さらに 8 章では、本論文の慧眼ともいうべき視座から、修正 14 条、15 条の執行規定である連邦執行法への着目・分析、及びその制定過程でなされたステートアクション論争の分析から K.K.K.の暴力への連邦介入の論理が明らかにされる。それを踏まえて、著者によって初めて連邦執行法の運用実態が解明され、南部諸州の不作为によるその法の無力さが実証される。そして、その由々しき事態への対抗策として提出された黒人選挙権保護策である 1890 年連邦選挙法案が、皮肉にも、連邦の介入により南部民主党の単一党支配が打破されるとの不安を抱かせ、あからさまな不正・暴力支配をいっそう激化させ、共和党銀派も取り込み、廃案に追い込まれたことが解明される。次いで、それだけで飽きたらず民主党単一党支配をいっそう確固たるものにするために、南北戦争後付与された黒人選挙権を再び合法的に剥奪し、同時に、まさにそのプロセスにおいて白人の貧困層の選挙権もまた剥奪された実態が、その

典型ともいえるミシシッピ州を事例として緻密に分析される。

本論文は論理的思考が先だつ嫌いはないか、いっそうの実証を期待したい部分が若干散見される、「見える白人性」と「見えない白人性」についての議論を今少し整理する必要がある、あるいは今後の研究のなかで、結論の先に見える地平と 19 世紀以降のアメリカ史研究との関連づけを行ってほしいことなどの意見や要望が出されたが、いずれも本論文が提起したあらたな知見を損なうほどのものではないことはいうまでもない。

本論文は、黒人選挙権問題を軸に、南北戦争をはさんだ 19 世紀全体という長期間にわたる歴史を統合的、かつ論理的に解明することにより、従来言われてきたところの、合衆国における選挙権の不可逆的拡大というアメリカ民主主義評価の根幹に関わる議論に対して根本的反論を提示したこと、また、一般的に州権論と連邦制として理解されてきた議論、及び従来の人種差別、黒人差別による選挙権剥奪といういわば超歴史的な解釈に対して、白人選挙権の拡大と表裏一体であった黒人選挙権の拒否・剥奪を実証したこと、さらに南北戦争後の黒人選挙権保護を意図した連邦執行法の無力さとそれを克服せんとした連邦選挙法案という視座を対置し、南北戦争前のみならず戦後の南部全域における黒人選挙権剥奪行為、南北戦争で解体されたかに見えた「選挙権のフェデラリズム」への固執とその破壊的影響力、及び分断されたかに見えた二つの「白人性」のうち「見えない白人性」によって、下層白人をも犠牲者として巻き込みつつ、再び黒人有権者を排除する方法が確立していった過程を実証的に解明したことは、本論文があらたに切り開いた知見であり、歴史研究への貢献はきわめて大きいといえる。

以上、本論文は自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力と学識を有することを示している。よって、本論文は、博士（国際文化）の学位論文として合格と認める。